

「第7回小良ヶ浜地区・深谷地区の再生に
向けた取組に関する意見交換会」で
出された意見等について

～ 目次 ～

1	来場者数の報告	1 ページ
2	説明内容の報告	2 ページ
3	地域の皆さまから出された 主なご質問・ご意見と回答の報告	3 ページ

未来へと つながれ
ひろがれ 富岡町





開催日	時刻	会 場	小良ヶ浜 地 区	深 谷 区	その他	計
11/2 (日)	9:30～10:30	【富岡会場】 学びの森	3人	8人	0人	11人
	14:00～15:28	【いわき会場】 いわき地区 多目的集会施設	7人	13人	0人	20人
11/3 (月祝)	10:00～10:46	【郡山会場】 ふくしま医療機器 開発支援センター	5人	3人	0人	8人
合計 (のべ人数)			15人	24人	0人	<u>39人</u>

1 特定帰還居住区域等における除染・建物解体等の進捗状況と今後の予定について

【環境省 福島地方環境事務所】

- 除染・解体工事の状況など
- 仮置場の状況と今後の予定など

2 特定帰還居住区域の追加区域設定（案）について【富岡町 企画課】

- 現在の計画で特定帰還居住区域に設定できていない方への戸別訪問の実施
- 戸別訪問の結果を踏まえた第2回帰還意向調査の結果
- 町内全域の早期の避難指示解除に向けた取組



富岡会場



いわき会場



郡山会場



特定帰還居住区域追加区域設定（案）

①震災前に小良ヶ浜地区には300人の住民がいたが80人以上が帰ることができずに亡くなっている。「早く帰りたい」の一心で生きているので、早期の取組を求める。

→**内**案で示している追加区域について町と最終的な協議を行うこととなります。可能な限り早く認定となるよう努力いたします。

→**町**現行の特定帰還居住区域制度においては、帰還意向のある方がいない箇所はどうしても区域に設定することができません。「政府としての残された課題」である本制度以外の具体方針の早急な明示を継続して要望し続けてまいります。加えて、虫食い箇所で帰還意向を示していない方に対して町の方針を説明し可能な範囲での協力をいただけるよう努めてまいります。

②今回は、これ以上追加せずにこの内容で進めるのか。

→**町**今の制度では、新たに帰還意向が示されない限りこれ以上の追加は困難です。所有の土地で区域に入るものと入らないものがあり町としても疑問を感じているが、制度のたてつけにより難しいところあります。

③区域に入らなければ除染もしないのか。

→**町**除染の対象は特定帰還居住区域とその外縁部分ですが、外縁部分については解除はなされません。

④小良ヶ浜灯台は観光の面でも区域に入れるべきだ。

→**町**周辺に家がないので現行の制度では区域に設定することができませんが、観光としてのポテンシャルは高いと認識しておりますので、国と協議をしてまいります。

⑤深谷地区は全面的な区域設定（案）となったということか。

→**町**そのとおりです。

⑥追加区域設定（案）部分の除染は、今の除染と同時進行となるのか。

→**環**認定を受けた後に除染同意の取得等を行うので基本的には順番は後となります、場所によっては同時並行での作業もあり得ます。

⑦小良ヶ浜地区の大規模養豚施設をどのように考えているのか。

→**町**本年1月の第6回意見交換会後に先方に状況を聞いたところ「親会社も含めて社内検討中」とのことでした。更なる情報収集に努めるとともに、**町としても、企業としての責任をどのように考えているのかを確認**してまいります。

⑧第2回調査や戸別訪問で帰還意向があるとした方の年齢層は。

→**町**高齢の方や40歳代の方など様々な年代でした。戸別訪問においては「特定帰還居住区域に設定されなければ環境省による除染や建物解体の対象とならない」ことを説明しました。また、線拠点外縁除染で解体をした方に対しては、「自身が帰還できなくなったとしても貸したりすることが想定され、借りる側からすれば除染されていて解除がなされる土地の方が借りやすいと感じる」といった説明をし、その上で可能な範囲で意向調査へのご協力をお願いしました。

除染・建物解体・仮置場

①除染で線量を下げる数値目標は。そこまで下がらない場合はどうするのか。

→環現場状況に応じて可能な限りの除染作業を行います。数値としましては、既解除区域が解除されたときの水準が一つの目安と思っております。宅地につきましては、これまでのところ除染前が平均1.8マイクロシーベルトだったものが除染後は0.6マイクロシーベルト程度に下がっております。一方で、下がりきっていない箇所もありますので今後も除染作業を進めるとともに、高線量のスポットはフォローアップ除染を実施いたします。現場状況にもよりますが可能な限りの除染作業を行います。

②14年半以上が経過し未だに線量が高いこともあり「もう帰れない」と心変わりしている方もいるので、帰るための取組を早急に進めてほしい。

→環除染後に効果が十分でなかつたりホットスポットがあつたりする場合は、それぞれの現場の状況を確認しフォローアップ除染を行います。

③農地の表土を10センチも剥ぎ取られ農地として機能しない。昔の土に戻らないだろう。

→環元の土に戻すことは難しいかもしれません、これまでの知見を動員し環境省としてもできる限りの地力回復を行ってまいります。

④仮置場が返地となる際には、用排水路の対応もしてくれるのか。

→環仮置場内にある用排水路、仮置場に接する用排水路及び農道は、返地にあたって除染の対象となります。現在も仮置場として運用している箇所がありますが、地域の皆様にご迷惑をかけない線量低減に努めており、運用中仮置場内の空間線量は0.2～0.5マイクロシーベルト程度となっております。

⑤仮置場の均平作業の方法は。

→環地権者と協議をしたうえで、基本的に湛水均平を採用しております。実施時期を耕作時期にうまく合わせられるよう考えております。

⑥除染後の農地に竹が生えてきている。もっと丁寧に作業すべきだろう。

→環根の撤去が丁寧でなかったと思われお詫びを申し上げます。再度の伐根作業を行います。

⑦除染作業後にパイプなどが放置されている。管理を徹底せよ。

→環現場で不備があったとすれば申し訳ございません。現地を確認し個別に確認し丁寧に対応いたします。

⑧解体後工事後に境界杭がなくなっていた。戻してもらわないと困る。

→環そのような事案が発生しているのであれば大変申し訳ございません。事業者には境界杭を抜くことがないよう指導をしておりますが、個別に確認して対応をいたします。

⑨建物を除染する方は帰還する意思があるのだと思うが、そのような実績はあるのか。

→環解体せずに除染を選択した実績はあります。

⑩建物解体について、施工中と解体完了を足しても申請件数に整合しないがなぜか。

→環その差は未着手の数字となります。今年度の工事で解体を施工いたします。

⑪除染のペースとしては順調なのか。

→環人員の確保が課題となっておりペースとしては伸び悩んでいるところです。加えまして、同意をいただけていないこともペースが上がらない要因になっています。連絡がつかない場合について、直接の訪問はもとより、法律に基づく官報への掲載によるお知らせも考えており、掲載しても連絡がないときは同意をいただいたとみなして除染に入る方法も進めております。

⑫地区全体での解体申請割合などは。

→環地区全体の戸数からの割合は集計しておりません。解体ができないとその土地の除染もできずに除染進捗にも影響を及ぼしますので、町の協力をいただきながら調整を図ってまいります。



~MEMO~